

2008年から住民健診事業が大変質

医療制度改革関連法による（2006年6月成立）



住民・企業健診ができなくなるかも！？

管理栄養士による指導や検査結果の電子提出など、多くの要件を満たさないと実施できません。開業医を排除する意図が見え見えます。

2008年4月から特定健診がスタート。老人保健法による健診事業が廃止され、かわって各保険者が健診とそれに伴う保健指導を行うこととなります。

- ・各保険者が医療費データと健診データを検討し、個人ごとに特定健診の受診の有無と発病に至るまでの経緯をチェックするシステムで、
- ・保険者（企業・市町村など）が、スポーツクラブ運営会社などの大手企業に健診業務を外注し、
- ・健診を受けた人の生活習慣を定期的に点検、行動変容と適切な受診を促し、医療費適正化を行うという仕組みです。

先生、どうお考えですか？